

広島県営水道における公民連携の取組

～公民連携による新たな水道事業の運営体制の構築～

平成26年6月30日

広島県企業局

目次

I 広島県営水道事業の概要	3 公民共同企業体の設立に向けて
II 広島県営水道における公民連携の取組	(1) 公民共同企業体の事業目的
	(2) 公民共同企業体の概要
1 広島県営水道のあり方検討	4 公民共同企業体設立に係る課題と対応
(1) 経緯	(1) 経営責任の明確化と公的支援のあり方
(2) 県営水道を取巻く経営環境の変化	(2) 公民共同企業体への県の関与のあり方
(3) 県営水道の役割の変化	(3) 公平、公正、透明性を確保した
(4) 広島県営水道事業経営改革研究会	パートナー事業者の選定
(5) 検討会後の未解決課題・新たな課題	
2 広島県営水道の目指す姿(スキーム)	III 公民共同企業体「瀬水みらい広島」
(1) 民間活用手法の見直し	1 概要
(2) 新たな広域化手法の検討	2 基本理念・重要取組方針
(3) 新たな収益源の確保	3 主な取組状況
(4) 課題解決に向けた事業スキームの検討	4 事業展開イメージ
	5 モニタリング

I 広島県営水道事業の概要

「工業用水道事業（3事業）」と「水道用水供給事業（3事業）」を経営

【沿革】

- 昭和36年（1961） 工業用水道事業（太田川工業用水道事業）に着手
- 昭和46年（1971） 水道用水供給事業（安芸灘地域水道用水供給事業 現広島水道用水供給事業）に着手
- 昭和60年（1985） 愛媛県（上島諸島）へ県境を越えて供給開始（友愛の水）
- 平成18年（2006） 送水トンネル崩落事故
- 平成21年（2009） 福富ダム完成 → 水源開発が概ね終了

【事業の規模】

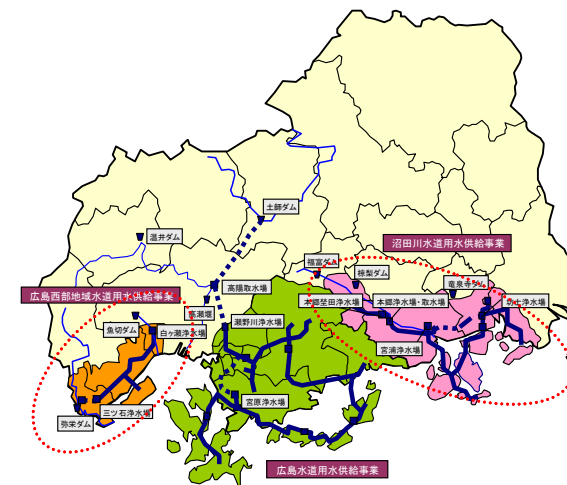
平成24年度地方公営企業年鑑から

- ・水道用水供給事業 府県営22団体のうち、配水量で8位(242,091m³/日)
- ・工業用水道事業 都道府県営40団体のうち、契約水量で12位(273,994m³/日)

【特徴】

- ・島しょ部を中心に水道用水供給事業への高い依存率
- ・水道用水供給事業と工業用水道事業の共同による長距離導水施設
- ・市水道事業との共同施設

水道用水供給事業の概要



① 広島水道用水供給事業

水	水 源 名	土師ダム	高瀬堰	温井ダム	計
源	権 利 水 量	100,000m ³	64,000m ³	100,000m ³	264,000m ³
	水 利 権	100,000m ³	64,000m ³	80,000m ³	244,000m ³
給	計 画 水 量	取水量 264,000m ³ /日・給水量 240,000m ³ /日			
水	給 水 対 象	5市5町 (広島市, 呉市, 東広島市, 竹原市, 江田島市, 宍府中町, 海田町, 熊野町, ※坂町, 大崎上島町) ※府中町, 坂町は広島市が給水			
	現 有 施 設 能 力	233,000m ³ /日 ・瀬野川浄水場 148,000 m ³ /日 (沈殿水) 43,500 m ³ /日 ・宮原浄水場 41,500 m ³ /日			
	26年度契約水量	日最大給水量 154,026m ³	年間給水量 42,415,920m ³	日平均給水量 116,208m ³	
	給水料金 (円/m ³)	基本料金 31.08	使用料金 85.49	1m ³ 当り 140.02	超過料金 276.70
		沈殿水 48.34	48.34	48.34	96.68
備	考	・各事業者へ管理委託 広島市(高陽取水場) 呉市(宮原浄水場)			

② 広島西部地域水道用水供給事業

水	水 源 名	魚切ダム	弥栄ダム	計
源	権 利 水 量	73,000m ³	60,500m ³	133,500m ³
	水 利 権	73,000m ³	60,500m ³	133,500m ³
給	計 画 水 量	取水量 133,500m ³ /日・給水量 123,000m ³ /日		
水	給 水 対 象	広島市(佐伯区), 廿日市市, 大竹市		
	現 有 施 設 能 力	123,000m ³ /日 ・白ヶ瀬浄水場 67,000 m ³ /日 ・三ツ石浄水場 56,000 m ³ /日		
	26年度契約水量	日最大給水量 68,402m ³	年間給水量 20,898,805m ³	日平均給水量 57,257m ³
	給 水 料 金 (円/m ³)	基本料金 32.27	使用料金 56.54	1m ³ 当り 116.33 超過料金 241.40

③ 沼田川水道用水供給事業

水	水 源 名	棕梨ダム	竜泉寺ダム	福富ダム	計
源	権 利 水 量	89,000m ³	8,000m ³	18,000m ³	115,000m ³
	水 利 権	89,000m ³	8,000m ³	18,000m ³	115,000m ³
給	計 画 水 量	取水量 115,000m ³ /日・給水量 110,000m ³ /日			
水	給 水 対 象	4市1町 (三原市, 尾道市, 福山市, 東広島市, 愛媛県上島町)			
	現 有 施 設 能 力	98,600m ³ /日 ・宮浦浄水場 38,500 m ³ /日 ・坊士浄水場 58,200 m ³ /日 ・埴田浄水場 1,900 m ³ /日			
	26年度契約水量	日最大給水量 66,059m ³	年間給水量 20,506,795m ³	日平均給水量 56,183m ³	
	給水料金 (円/m ³)	基本料金 36.48	使用料金 55.87	1m ³ 当り 110.82	超過料金 216.12
備	考	・各事業者へ管理委託 三原市(宮浦浄水場) 尾道市(坊士浄水場)			

Ⅱ 広島県営水道における公民連携の取組

1 広島県営水道のあり方検討

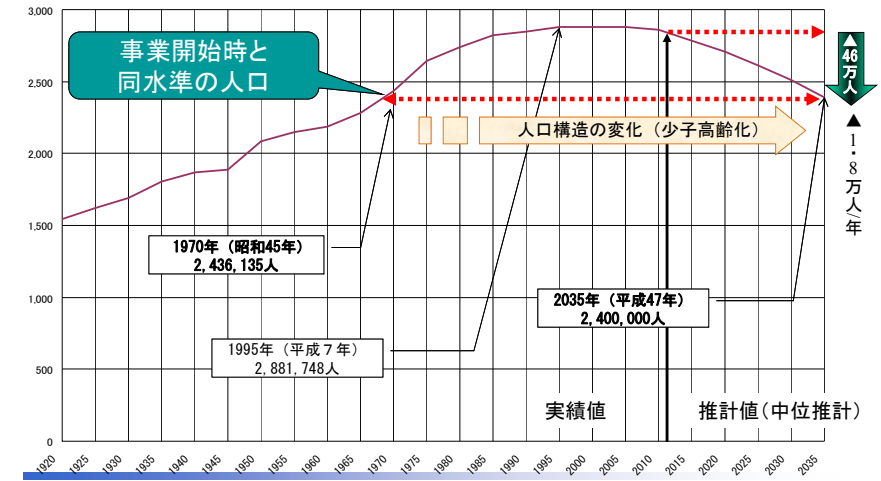
(1) 経緯

平成15年 1月	広島県営水道事業経営改革研究会の設置（計5回）
平成16年 1月	「広島県営水道事業の今後のあり方について」報告書提出
平成22年 9月	水道事業に係る「公公民」連携勉強会の設置（計7回）
平成23年 1月	広島県営水道ビジョンの策定
4月	水道事業に係る「公公民」連携勉強会報告書の提出
7月	公民共同企業体の設立方針の決定
8月	公民共同企業体設立準備検討会の設置（計3回）
11月	公民共同企業体設立計画の策定
平成24年 1月26日	県営水道事業の新たな運営体制に係る事業説明会開催（28事業者）
2月2・3日	公民共同企業体パートナー事業者募集要項（案）などに係る競争的対話の実施（10事業者）
2月26日	審査基準（案）に対する有識者意見聴取
4月2日	公民共同企業体パートナー事業者募集の開始（3者応募）
6月12日	公民共同企業体パートナー事業者候補として、水ing株式会社を選定
8月28日	水ing株式会社と県の間で設立・運営に係る株主間協定の締結
9月21日	「株式会社水みらい広島」設立
平成25年 4月	株式会社水みらい広島が広島西部地域水道用水供給事業の指定管理業務開始

9

(2) 県営水道を取巻く経営環境の変化

- ・本県の人口は、平成7年頃を境に減少局面に
- ・平成47年には240万人に。平成22年から **約46万人** の大幅な減

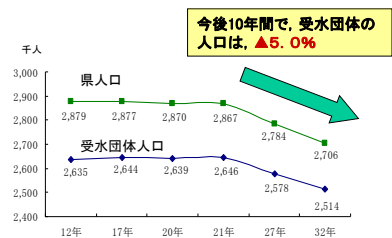


2010年（平成22年）までは国勢調査。2015年からは国立社会・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（中位推計）」

経営環境の変化

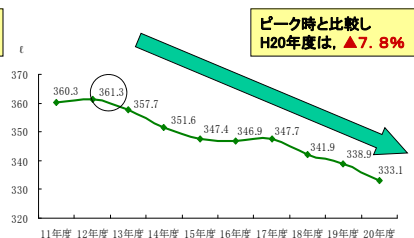
- 本格的な人口減少社会の到来
- 1人当たり水使用量の減少傾向

【人口推移と将来推計】



出典）H20年まで 国勢調査
H21年 広島県人口移動統計調査（上島町は住民基本台帳人口）
H27年以降 国立社会保障・人口問題研究所推計値

【県内の1人1日当たりの平均水道使用量の推移】



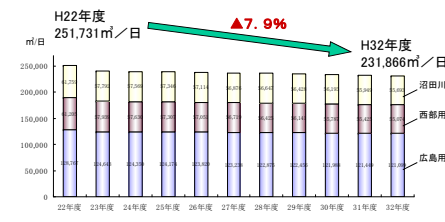
出典）広島県食品生活衛生課「広島県の水道の現況」

11

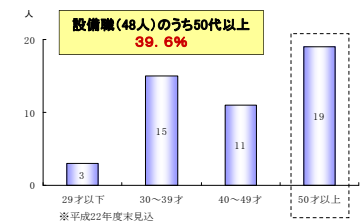
経営環境の変化

- 水需要の減少に伴う収益の減少
- 技術力の継承と組織活力の維持
- 老朽化施設の更新への対応

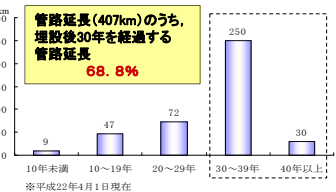
【水道用水供給事業の水需要予測】



【企業局の設備職の年代別職員数】



【管路の経過年数】



12

(3) 県営水道の役割の変化

【これまでの県営水道】

水需要の増加に対応するための広域的な水源の確保

- ◆ 平成21年度の福富ダムの完成で、水源確保は完了

- ✓ 水需要の減少に伴う収益の減少
- ✓ 技術力の継承と組織活力の維持
- ✓ 老朽化施設の更新への対応

環境の変化

整備・拡張の時代から維持・管理の時代への転換

【これからの県営水道】

持続可能な水道事業の実現に向けた先導役

- ◆ 広域水道事業者としての特性を生かす

13

(4) 広島県営水道事業経営改革研究会の検討

広島県営水道事業経営改革研究会

「広島県営水道事業の今後のあり方について（H16・1）」

【短期的な取組】

【民間委託】

民間経営手法の導入
市町との連携強化

業務委託の推進

■委託者の指揮監督の下で、仕様に基づいた業務を行う請負業務

【長期的な取組】

施設の集約化
市町との統合・広域化

経営の自由度が高い経営形態への移行

国の制度改革等を勘案しながら、メリット・デメリットを検証し、可能なところから進める。

【今後の経営形態の条件】

- 広域化（統合）への市町の参画が容易な形態
- 経営の自由度が高い形態
- サービス水準に対するチェック機能が働く形態

14

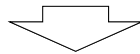
(5) 検討会後の未解決課題・新たな課題

① 民間経営手法

民間委託の課題

- 平成17年度 運転管理業務（夜間休日）
- 平成20年度 水質検査業務

- ・受託者（民間企業）の裁量の幅が狭く限られ、ノウハウ、創意工夫に基づく効率化が発揮しづらい。
- ・受託者にメリットが見出しづらく、公募参加企業数が減少している。（H17年度：5社→H22年度：1社）



民間経営手法の発揮が不十分

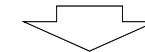
15

② 広域化

広域化、県市町連携の課題

- 平成21年度 道州制や企業団を想定した庁内検討

- ・広域化（統合）は、全国的にもほとんど進んでいない。
- ・施設能力の余力（稼働率の低下）が生じている。
- ・技術者の大量退職による技術力の低下が懸念される。



新たな課題の発生、課題の深刻化
実現の容易な新たな広域化手法の検討が必要

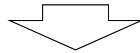
16

③ 収益の減少の課題

給水収益の減少と料金上昇の課題

➤市町(ユーザー)からの減量要望

・広島県営水道は、収益の中で給水収益が占める割合が約95%(H21年度決算額)であり、水需要の減少(H32年度は、H22年度対比で▲7.9%)は直ちに経営悪化につながる。



水需要の減少に備え、料金の値上げの抑制につなげられる給水収益以外の新たな収益確保の検討

2 広島県営水道の目指す姿(スキーム)

「県営水道ビジョン」(H 23.1策定)

【 基本理念実現に向けた「3つの柱」と「7つの戦略目標」 】

1 経営基盤の強化

① 経営形態・事業運営の再構築

② 老朽化施設の計画的な更新 ③ 収益向上に向けた取組の推進

2 人材育成と組織活力の向上

④ 職員のスキルアップ

⑤ モチベーションの向上

3 信頼性向上のための水道システムの充実

⑥ 安心・良質な水の安定供給

⑦ 地域貢献・情報公開の推進

重点目標

経営形態・事業運営の再構築

➤受水団体との一元化に向けた取組を推進します。
➤事業運営の効率化に向け、公民連携を推進します。

「公公民」連携勉強会 (H 22.9設置)

受水団体との広域化に向けた取組

事業運営の効率化に向けた公民連携

新たな広域化手法
(公公連携)

民間的经营手法の拡大
(公民連携)

新たな収益源の確保
(公民連携)

公・公・民連携による課題解決に向けた検討

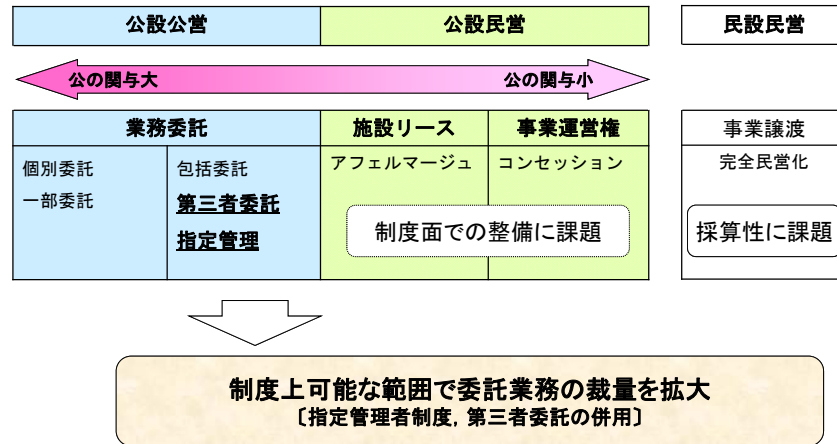
(1) 民間活用手法の見直し(公民連携)

視 点

- 経営の自由度を高めて創意工夫を最大限に生かせること。
- 制度的な課題が少なく、実現までに長期の時間がかからないこと。
- 県内に根拠を有するなど技術力が県内に確保できること。
- 持続的に安全、安心な水道供給が行われるために経営基盤が安定したスキームであること。
- 公による関与やモニタリング方法が十分に検討されたリスクコントロールが可能なスキームであること。

<出典:水道事業に係る「公公民」連携勉強会報告書>

公民連携の手法の比較検討



(2) 新たな広域化手法の検討(公公連携)

視 点

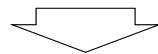
- 「技術力の継承・確保」「施設の最適化」「業務の効率化(経費の削減)」などについて、広域化によるスケールメリットにより解決できるスキームであること。
- 参加するすべての県・市町が広域化によるメリットを享受でき、なおかつすべての県・市町が参画しやすいスキームであること。
- 市町の個別の経営状況や運営の実情から必要とされる手法に対応し、個々のリクエストに応じた広域的な手法をとることが可能なスキームであること。
- 長期の準備期間や市町の間での多くの調整などを必要としない手法であり、実現性を考慮されたスキームであること。

<出典: 水道事業に係る「公公民」連携勉強会報告書>

広域化の手法の比較検討

形態	内容
事業統合 経営の一体化	・ 経営主体も事業も一つに統合された形態 ・ 経営主体が一つだが、認可上、事業は別の形態
管理の一体化	・ 維持管理の共同実施、共同委託 ・ 総務系の事務処理などの共同実施、共同委託
施設の共同化	・ 共用施設の保有 ・ 緊急時連絡管の接続、災害時の応援協定 など

参考: 「水道広域化検討の手引き」(日本水道協会)



導入が容易で実現性が高い「管理の一体化」の実現を目指す。

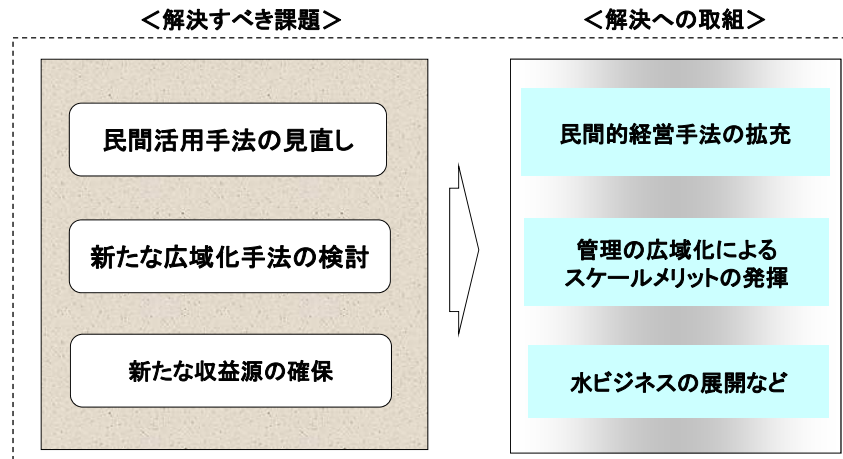
(3) 新たな収益源の確保(公民連携)

視 点

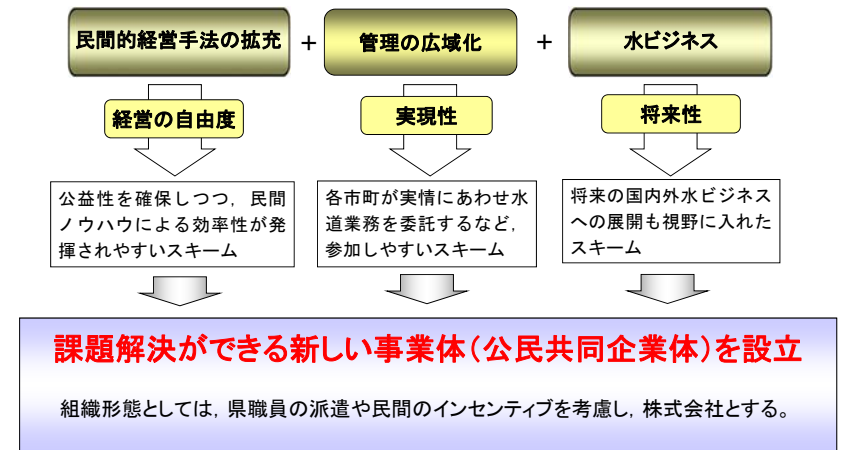
- 将来にわたり料金単価の上昇をできるだけ抑制していくための給水収益以外の新たな収益源の獲得が可能となるスキームであること。
- 技術者が国内外での幅広い業務を経験することにより、将来の技術力の維持や向上のためのフィールドが確保できるスキームであること。
- 海外展開に当たっては、県・市町のリスクを最小限に抑えたりリスクコントロールが可能なスキームであること。
- 現行法上、自治体が直接海外展開を行うには課題が多いことから、海外展開が可能となるスキームであること。
- 国の成長戦略に呼応し、海外展開の強みを持つ民間企業との十分な連携がとれ、かつ、柔軟で自由な運営が可能なスキームであること。
- 海外での事業権取得やプラント建設などへの参加といった大規模なもののほか、未売水の販売促進など小規模なものまで幅広く行うことができるスキームであること。

<出典: 水道事業に係る「公公民」連携勉強会報告書>

(4) 課題解決に向けた事業スキームの検討

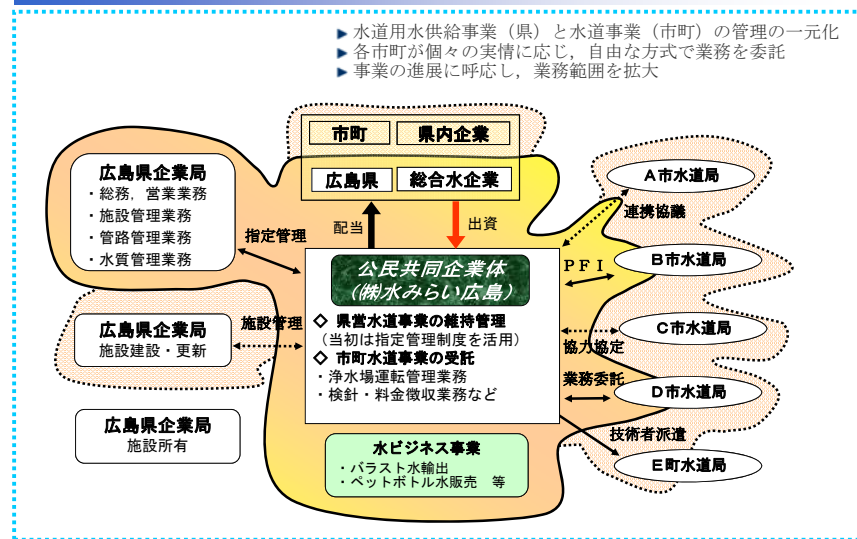


25



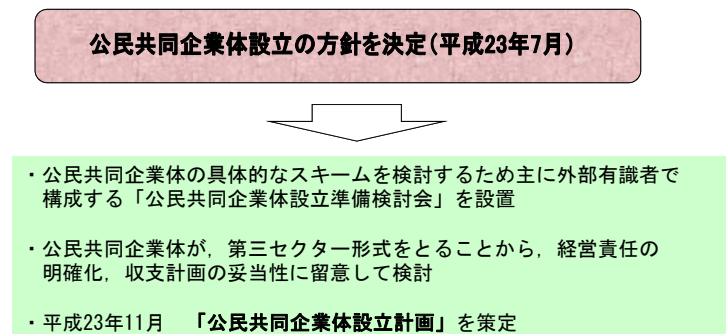
26

〔持続可能な水道事業の再編スキームのイメージ〕



27

3 公民共同企業体の設立に向けて



28

企業体の設立条件

・公民共同企業体へノウハウや技術力を円滑に承継させ、また、公益性を担保する観点から公民共同企業体へは県職員の派遣を想定しており、「公務員派遣法」等に基づく**職員派遣が可能な組織形態**であること

・民間事業者のインセンティブが働き、**他の水道事業者等との連携が可能**であり、かつ**公民の責任分担を明確にできる組織形態**であること

県職員の派遣が可能な組織形態	民間事業者のインセンティブが働く組織形態		他の水道事業者等と連携が可能な組織形態		公民の責任が明確となる組織形態	
一般社団法人 一般財団法人	×	利益配分に制限	○	業務の範囲について制限はない。	○	県の損失補てんなし 出資者ごとの権利責任の明確化可能
地方独立行政法人	×	出資できるのは地方自治体のみ	○	複数の自治体への業務提供可能	×	設立団体からの財源措置が可能
株式会社 (特定法人)	○	利益配分に制限なし	○	業務の範囲制限なし	○	出資者ごとの権利責任の明確化可能

(その他の比較検討組織)
特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの 地方3公社等が対象(水道事業は想定外)
地方自治法 第263条の3第1項に規定する連合組織 地方6団体(水道事業は想定外)

29

(1) 公民共同企業体の事業目的

◇ 公の関与を確保しつつ、民間的経営手法を拡充

県営水道事業に指定管理者制度を導入 ～民間ノウハウの活用～

【当初】

広島西部地域水道用水供給事業に指定管理者制度(代行制)を導入する。



- ・水道施設の運転監視
- ・水質管理
- ・給水の緊急停止、実使用水量の決定
- ・水道施設の維持管理(浄水場、ポンプ場、管路など)

【将来】

他の水道用水供給事業・工業用水道事業に拡大

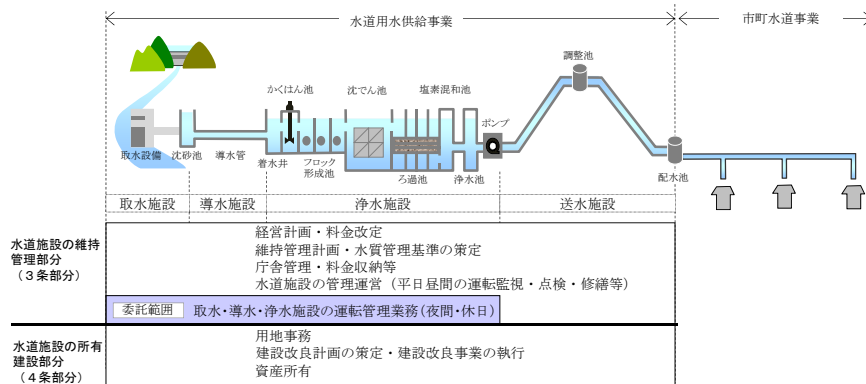
<ポイント>

議会の関与を保持し、地方自治法等の規定に基づき、県民の水道事業への信頼性を維持しながら、業務の効率化やサービスの向上を図る。

30

【現在の民間的経営手法の導入状況】

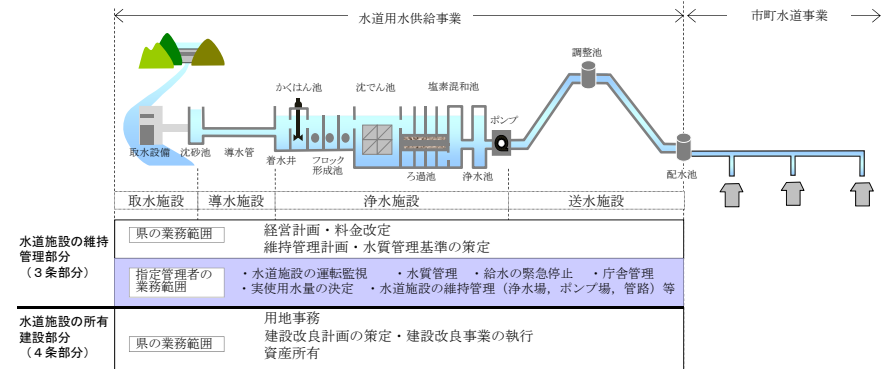
・県管理の浄水場・取水場で運転管理業務を民間に委託しているが、委託範囲は限定的



31

【指定管理者制度の導入後】

- ・県営水道の水道施設の管理運営業務を、公民共同企業体に指定管理で委託(代行制)
- ・県は、水道法上の水道用水供給事業者(又は工業用水道事業法上の工業用水道事業者)として、引き続き施設など資産を所有し、経営計画をはじめとする各種計画や水質管理基準の策定、料金改定、用地事務、建設改良事業を実施
- ・業務の見直しやITの活用、指定管理者による業務の内製化によるコスト減等



32

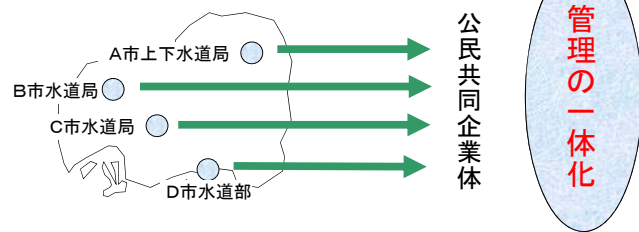
◇ 水道事業の広域化の実現

複数の市町から管理業務を受託 ～市町が参加しやすいスキーム～

【将来】

- ・複数の市町から水道施設の管理等を受託し、規模の経済性を発揮させ、コストの削減を図る。
- ・県全体として技術力の維持、向上を図る。

《管理の一体化のイメージ》



◇ 海外水ビジネスの展開など新たな収益源の確保

国内外水ビジネス

【当初】

県営水道事業、市町からの業務受託を通じ実績を積むことで、国際入札資格獲得等を目指す。

【将来】

国内自治体からの受託や、国内外の企業とコンソーシアムを組み海外事業案件に応札

県経済の活性化への寄与

【将来】

- ・県内に拠点を持ち、県内雇用、新規市場の獲得等により県経済活性化に寄与
- ・独立採算の堅持や、法人事業税の納税等により県財政に寄与

(2) 公民共同企業体の概要

① 目的

公民共同企業体は、公と民がそれぞれの得意分野を生かすことで水道事業が抱える課題解決に寄与し、持続可能な水道事業の実現に貢献するとともに、新たなサービスの創造により県内経済の活性化に寄与することを目的とする。

〔事業方針〕

- ① 県営水道事業及び市町水道事業に貢献
- ② 水ビジネスを通じ、県内経済の活性化に寄与
- ③ 水道用水供給事業者として、公益性を確保
- ④ 経営責任の明確化が図られる組織体制の確立

② 資本金

6,000万円（県：35% 民間：65%）

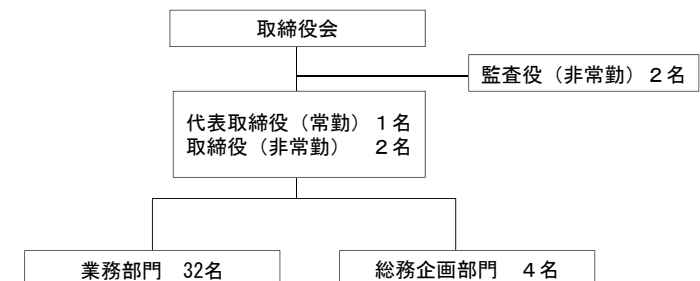
水道会計から支出されることから、需要者の理解が得られるよう最少かつ必要十分な額を試算し、突発的な事故が生じても資金ショートしない額として算出

出資比率は、民間の事業参画意欲と県の関与のバランスを考慮して決定。

③ 組織

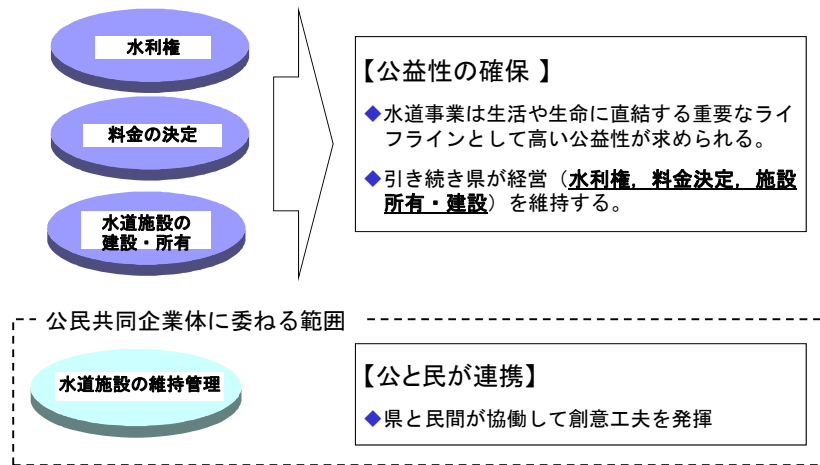
- ・県と公募により選定するパートナー事業者による公民共同出資の「株式会社」
- ・代表取締役は、パートナー事業者が指名
- ・当初は、県とパートナー事業者から社員を派遣（平成25年4月時点で県職員を17名派遣）
- ・本社は、県内に設置

【事業開始時の組織】



4 公民共同企業体設立に係る課題と対応

《公の役割 について》



37

(1) 経営責任の明確化と公的支援のあり方

【第三セクターが抱える一般的な課題】

- ・ 公民の役割分担が不明確（経営責任が不明確）
- ・ 甘い収支見通しによる赤字体質
- ・ 損失補償契約による、出資自治体の将来の財政悪化への懸念



- ・ パートナー事業者の出資比率を65%に高め、民間主体の経営体制とする。
- ・ 公民共同企業体設立準備検討会を設置し、公認会計士など外部有識者の意見を踏まえ、現実的な収支計画を策定
- ・ 公民共同企業体の資金調達に関し、県は損失補償を行わないことを明記

38

(2) 公民共同企業体への県の関与のあり方

県の出資比率が35%に留まることによる公益性確保への懸念

- ・ 県は、取締役（非常勤・無報酬）や職員を公民共同企業体へ派遣し、経営や事業運営に関与
- ・ 県は、1／3を超える株式を保有することで、株主総会での特別決議事項（解散など会社経営上重要な事項）を単独で阻止が可能
- ・ 定款等により全ての株式に譲渡制限を設けた「譲渡制限会社」とするなど、事業継続や公益性の確保に配慮

定款のほか、「株主間協定書」で県の権限、関与を明確化

39

(3) 公平、公正、透明性を確保したパートナー事業者の選定

① 選定方法

パートナー事業者は県の事業方針の実現に最も適した相手方であることが重要であるため、価格競争ではなく、「**公募型プロポーザル**」方式により地方自治法の契約手続に準じて選定した。

② 選定の公平性・透明性の確保

公民共同企業体は、指定管理者制度により県の水道施設の維持管理を行なうことが予定されていることから、パートナー事業者の選定手続には、公平性、透明性を確保した。

- ・ 審査基準の策定に当たっては、学識経験者から意見聴取を実施
- ・ 募集要項、審査基準の作成に際し、競争的対話の実施により応募予定者からの意見を聴取 など
- ・ 学識経験者等で構成する審査委員会を設置し、客観的な評価を実施

40

Ⅲ 公民共同企業体「株水みらい広島」

41

1 概要

① 商 号

株式会社水みらい広島（英語表記：Mizumirai Hiroshima Corporation）

② 設立趣旨

公と民がそれぞれの得意分野を生かすことによって、安心、安全、良質な水の安定供給を基本に、県営水道事業の運営基盤の強化、市町水道事業の管理の一元化を進め、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業の実現に貢献し、広く水道事業の一翼を担うとともに、新たな収益源の確保により、地域経済の発展・活性化に寄与する。

③ 設 立

平成24年9月21日（法人設立登記申請日）

10月1日 事務所開設

④ 主な事業

- ① 水道施設等の運転、維持管理
 - ⇒ 平成25年度から、県営広島西部地域水道用水供給事業の運転管理を受託
 - ⇒ 複数の市町から水道施設等の管理を受託する等して、規模の経済性を発揮
- ② 水道等に関するコンサルティング業務、人材育成・研修業務など

⑤ 資 本 金

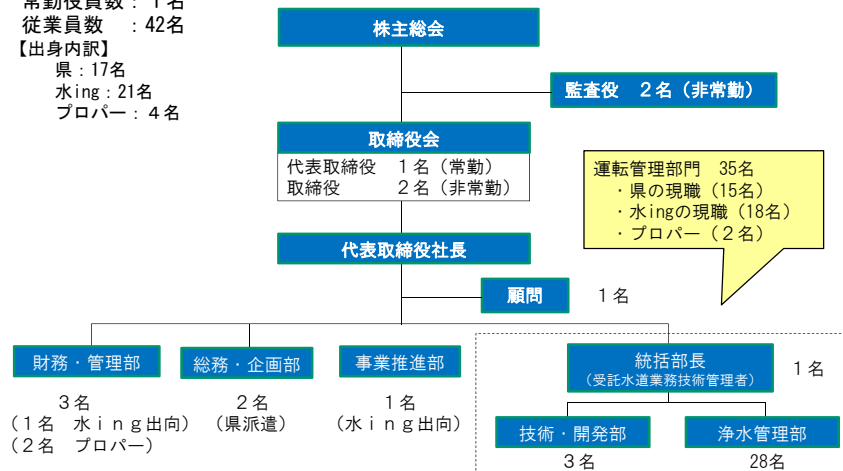
6,000万円（県：35% 水ing株式会社：65%）

42

⑥ 組 織

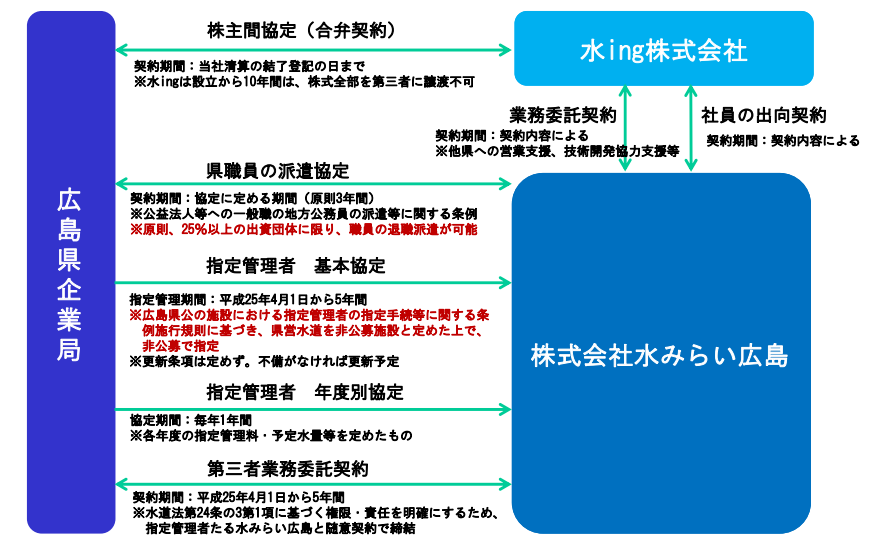
常勤役員数：1名
従業員数：42名
【出身内訳】
県：17名
水ing：21名
プロパー：4名

平成26年5月1日現在



43

(参考) 契約関係



44

2 基本理念・重要取組方針

基本理念

地域とともに、水の未来を創造する

重要取組方針

県営水道の担い手としての 事業継続性と成長性の確保

水道は人には欠かすことのできない大切なインフラであることから、安定的な事業経営と常に成長しつづける企業を目指す。

県内受け皿会社としての 基盤の確立

県内上下水道事業の受け皿会社として、県内広域管理による事業の効率化と技術継承に貢献し、持続的且つ安全・安心な上下水道を担う。

ITの積極活用による 見える化推進

IT等を積極的に導入して、海外水ビジネスにも通用する業務データの取得・事業運営ノウハウの見える化を進め、市町を含めたダウンサイジング等による施設規模の適正化に貢献する。

公と民の人の融合

広島県と水ingの職員の融合を図り、両者の持つ長所を最大限活用して、職員のモチベーションと技術力の向上を図る。

3 主な取組状況

① 業務効率化に向けた取組

- ・ 全社員にタブレット端末を貸与
- ・ クラウドサービスによる点検報告の作成

- ・ 点検作業の均質化
- ・ 点検に要する業務量の把握
- ・ 点検結果データの有効活用
- ・ 業務効率化によるコスト縮減



② アセットマネジメントの実現に向けた取組

- ・ クラウドサービスによる施設・機器台帳の整備
- ・ 今後、故障履歴データや点検スケジュール、在庫管理等に活用

- ・ 危機の状態の見える化
- ・ 点検作業の均質化
- ・ 緊急時における情報共有
- ・ アセットマネジメントによるLCCの最適化

③ 技術力向上に向けた取組

- ・ 公民のフィールドを活用した研修
- ・ 県施設を活用した漏水調査技術研修、不断水工法研修
- ・ 水ing関連施設でのポンプ分解組立研修

- ・ 研修機会の増加による技術力の向上、視野の拡大
- ・ 外注業務の内製化によるコスト縮減
- ・ 危機対応能力の向上



④ 技能習得に向けた取組

- ・ ベテラン従業員による社内研修
- ・ ベテランの従業員が現役でいる今のうちに、若年の従業員に技術伝承を実施
- ・ 社内研修の様子は、動画で撮影し、記録

- ・ 外注業務の内製化によるコスト縮減
- ・ 危機対応能力の向上



⑤ 技能継承の見える化

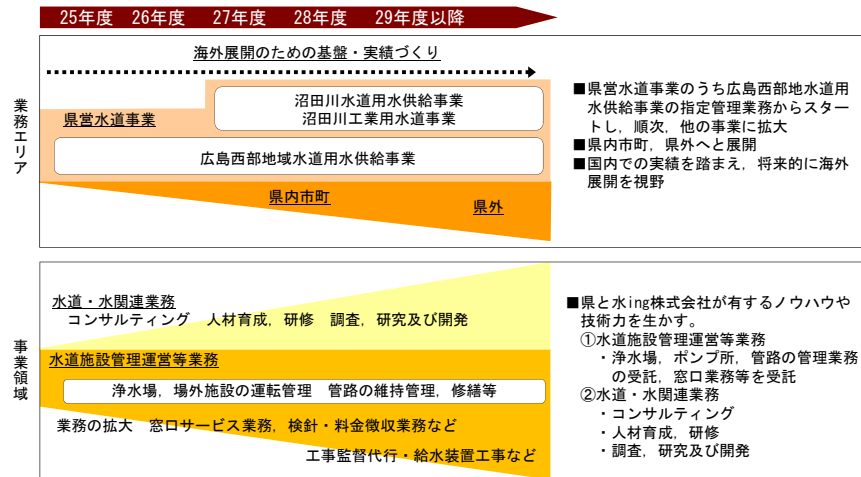
- ・ 静止画・動画・音声・テキストを組み合わせ「匠の技術」を見える化
- ・ ウェブブラウザで閲覧・共有

ビジュアルマニュアルによる技術伝承

- ・ 修繕作業・分析業務の効率化・均質化
- ・ マニュアル更新・水平展開の容易化
- ・ 特殊作業ノウハウの伝承
- ・ 新入社員教育
- ・ マニュアル収納スペースの削減



4 事業展開イメージ



49

5 モニタリング

「安心、安全、良質な水の供給」を確保するとともに水道事業運営の透明性を高めるため、指定管理業務が要求水準を満足し、適正に履行されているかを定期的に確認、評価、フォローアップするモニタリングを実施。

《モニタリングの実施方法等》 ※評価結果については、県HP等で公表

- ① 業務履行状況の確認・評価
- ② 業務水準（品質）の評価
 - ・報告書による確認（毎月）、実地の立ち入り調査・ヒアリング（四半期ごと）
- ③ 総合評価
 - ・年度の業務終了後、業務履行状況、業務水準（品質）及び指導に対する是正状況等を総合的に評価（5段階評価）

平成25年度モニタリング評価結果

総合評価：概ね良好

【業務履行状況】

建設改良工事に伴う運転操作に1件の不具合対応事案があったものの年間を通じて良好に実施されており、「概ね良好」と評価

【業務水準（品質）】

小学生用パンフレットの作成等のPR活動を実施するとともに、アセットマネジメントシステム構築に向けた管理情報の見える化など、新たな取組を実施

50

おわりに

- 「株水みらい広島」の設立は、水道事業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、
 - ・県と民間双方が有するノウハウや技術力を生かし、水道技術を継承しつつ専門性を高め、水道事業の管理運営業務の充実を図ること。
 - ・市町水道事業の受託による管理の一元化等、広域化によるスケールメリットの発揮を図ること。
 - ・水ビジネスを通じて、新たな収益源を開拓すること。
 により、公益性を確保しつつ、運営の効率化を図り、水道システムを将来にわたって安定的に維持していくことを目的とするものです。
- この取組が水道分野における公民連携や広域化の新しいモデルとなるよう、引き続き、「株水みらい広島」や市町と連携、協力しながら、持続可能な水道事業の構築に向け、取り組んでいくこととしております。

51